

四日市市健康増進事業に係る経費の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月8日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第35号

四日市市健康増進事業に係る経費の徴収に関する規則の一部を改正する規則

四日市市健康増進事業に係る経費の徴収に関する規則（平成22年四日市市規則第52条）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表（第2条関係）			
受診対象者又はその扶養義務者から徴収する額			
がん検診（集団）（略）			
がん検診（個別）（略）			
歯周疾患検診			
種類	受診対象者	徴収する額	徴収する額 （国民健康保険被保険者）
歯周病歯科検診	20・30・40・50・ 60・70歳	(略)	
(略)			

改正前			
別表（第2条関係）			
受診対象者又はその扶養義務者から徴収する額			
がん検診（集団）（略）			
がん検診（個別）（略）			
歯周疾患検診			
種類	受診対象者	徴収する額	徴収する額 （国民健康保険被保険者）
歯周病歯科検診	40・50・60・70歳	(略)	
(略)			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。